

四半期報告書

(第98期第2四半期)

自 平成26年7月1日

至 平成26年9月30日

E00435

キッコーマン株式会社

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	9
(7) 議決権の状況	10
2 役員の状況	10
第4 経理の状況	11
1 四半期連結財務諸表	12
(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	14
四半期連結損益計算書	14
四半期連結包括利益計算書	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	16
2 その他	21
第二部 提出会社の保証会社等の情報	22

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月13日
【四半期会計期間】	第98期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	キッコーマン株式会社
【英訳名】	KIKKOMAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀切 功章
【本店の所在の場所】	千葉県野田市野田250番地
【電話番号】	(04) 7123-5111
【事務連絡者氏名】	総務部長 針場 広幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目1番1号
【電話番号】	(03) 5521-5131
【事務連絡者氏名】	経理部長 神山 隆雄
【縦覧に供する場所】	キッコーマン株式会社東京本社 (東京都港区西新橋二丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第97期 第2四半期連結 累計期間	第98期 第2四半期連結 累計期間	第97期
会計期間		自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高	(百万円)	168,403	178,799	343,168
経常利益	(百万円)	11,286	11,743	22,682
四半期(当期)純利益	(百万円)	7,156	7,785	12,559
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	17,888	15,873	27,165
純資産額	(百万円)	201,515	213,673	210,407
総資産額	(百万円)	355,570	360,478	349,103
1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	35.80	39.36	62.82
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	35.78	39.36	62.79
自己資本比率	(%)	56.3	58.8	59.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,407	12,787	25,667
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△10,530	△6,286	△8,529
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△2,906	△6,519	△21,631
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	27,763	26,149	25,420

回次		第97期 第2四半期連結 会計期間	第98期 第2四半期連結 会計期間
会計期間		自平成25年 7月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 7月1日 至平成26年 9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	15.67	20.29

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績概況

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、米国で景気が回復しており、欧州では景気は持ち直しの動きが続き、全体としても緩やかに回復しております。一方日本経済は、個人消費等一部に弱さが見られるものの、雇用情勢は着実に改善しており、景気は緩やかな回復基調が続いております。

このような状況下における、当社グループの売上は、国内については、しょうゆ、食品、酒類で消費増税による駆け込み需要の反動の影響があったものの、豆乳飲料が好調に推移し、食料品製造・販売で前年並みとなりました。海外については、しょうゆ及び食料品卸売事業で順調に推移し、前年同期の売上を上回りました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の連結グループの売上高は1,787億9千9百万円（前年同期比106.2%）、営業利益は122億9千6百万円（前年同期比97.1%）、経常利益は117億4千3百万円（前年同期比104.1%）、四半期純利益は77億8千5百万円（前年同期比108.8%）となりました。

<セグメントの業績の概況>

各報告セグメントの業績の概況は次の通りであります。

国内における売上の概況は次の通りであります。

(国内 食料品製造・販売事業)

当事業は、しょうゆ部門、つゆ・たれ・デルモンテ調味料等の食品部門、豆乳飲料・デルモンテ飲料等の飲料部門、みりん・ワイン等の酒類部門からなり、国内において当該商品の製造・販売を手がけております。各部門の売上の概要は次の通りであります。

■しょうゆ部門

しょうゆは、家庭用分野では「いつでも新鮮」シリーズが順調に推移しましたが、部門全体では消費増税による駆け込み需要の反動の影響を受け数量、金額ともに前年同期を下回りました。

■食品部門

つゆ類は、加工・業務用分野で売上を伸ばしたものの、家庭用分野では、主力の「本つゆ」や「ストレートつゆ」が天候不順の影響もあり前年同期の売上に及ばず、つゆ類全体として前年同期を下回りました。たれ類は、主力商品の「わが家は焼肉屋さん」のリニューアルとともに、新商品の「わが家は焼肉屋さん濃厚だれ」が堅調に推移したことにより、たれ類全体として前年同期を上回りました。「うちのごはん」は、積極的な新商品開発やテレビ広告、店頭販促活動を行い、前年同期の売上を上回りました。デルモンテ調味料は、消費増税による駆け込み需要の反動により前年同期を下回りました。この結果、部門全体として前年同期の売上を下回りました。

■飲料部門

豆乳飲料は、飲用だけでなくレシピ本を活用し料理用として訴求する等、テレビや雑誌などの各メディアと連携を図りながら、市場拡大につながる販促活動を実施しており、市場も堅調に拡大しています。また、「豆乳飲料 梨」や「豆乳飲料 巨峰」等の新商品なども好調であり、豆乳飲料全体で前年同期の売上を上回りました。デルモンテ飲料は、昨年発売しました「朝サラダ」や「みんなの野菜」等の新商品が売上拡大に寄与しましたが、トマトジュースが前年同期の売上に及ばず、デルモンテ飲料全体としては前年同期の売上を下回りました。この結果部門全体としては、前年同期の売上を上回りました。

■酒類部門

本みりんは、2014年が江戸時代に発祥した「白味淋」の200周年の節目であり、これを訴求する販促活動などを行い、「米麴こだわり仕込み本みりん 450ml」等が順調に推移しましたが、主力商品である「マンジョウ芳醇本みりん」をはじめとする1L容器が消費増税による駆け込み需要の反動の影響を受け、本みりん全体として前年同期を下回りました。国産ワインは、「甲州酵母の泡」や「ソラリス」シリーズ等が順調に推移しましたが、調理用ワイン等が苦戦し、前年同期を下回りました。この結果、部門全体として前年同期の売上を下回りました。

以上の結果、国内 食料品製造・販売事業の売上高は804億6千6百万円（前年同期比99.8%）、営業利益は15億4千万円（前年同期比60.1%）と、減収減益となりました。

(国内 その他事業)

当事業は、臨床診断薬・衛生検査薬・加工用酵素、ヒアルロン酸等の化成品等の製造・販売、不動産賃貸及び運送事業、グループ会社内への間接業務の提供等を行っております。

臨床診断薬、衛生検査薬や運送事業が前年同期を上回り、部門全体として前年同期の売上を上回りました。

この結果、国内 その他事業の売上高は102億9千1百万円（前年同期比100.6%）、営業利益は5億5百万円（前年同期比84.7%）と、増収減益となりました。

海外における売上の概況は次の通りであります。

(海外 食料品製造・販売事業)

当事業は、しょうゆ部門、デルモンテ部門、海外における健康食品等のその他食料品部門からなり、海外において当該商品の製造・販売を手がけております。各部門の売上の概要は次の通りであります。

■しょうゆ部門

北米市場においては、家庭用分野では、主力商品であるしょうゆに加え、しょうゆをベースとした調味料などの拡充に引き続き力を入れ、当社のブランド力を生かした事業展開を行ってまいりました。また、加工・業務用分野では顧客のニーズに合わせたきめ細かい対応を行ってまいりました。この結果、全体として前年同期の売上を上回りました。

欧州市場においては、ロシアでルーブル安により市場価格が値上がりしたことが影響しましたが、その他の重点市場であるドイツなどで順調に売上を伸ばし、前年同期の売上を上回りました。

アジア・オセアニア市場においては、インドネシアが前年同期を下回ったものの、重点市場であるタイなどで堅調に推移しました。また、4月に設立した中国の販売会社の実績が第2四半期より加わり、全体としては前年同期の売上を上回りました。

この結果、部門全体では為替換算の影響もあり前年同期の売上を大きく上回りました。

■デルモンテ部門

当部門は、アジア・オセアニア地域で、フルーツ缶詰・コーン製品、トマトケチャップ等を製造・販売しております。

昨年不振であった韓国市場が回復し、全体として前年同期の売上を上回りました。

■その他食料品部門

当部門は、主に北米地域において、健康食品を製造・販売しております。

医師ルート向けの売上が引き続き好調に推移したことから、部門全体では前年同期の売上を上回りました。

以上の結果、海外 食料品製造・販売事業の売上高は348億1千6百万円（前年同期比112.0%）、営業利益は68億5千4百万円（前年同期比109.9%）と、増収増益となりました。

(海外 食料品卸売事業)

当事業は、国内外において、東洋食品等を仕入れ、販売しております。

北米ではアジア系マーケットにとどまらず、ローカルマーケットへのさらなる浸透を進め、売上を伸ばしました。また、欧州、オセアニアでは引き続き市場が拡大しており、各地域で売上げは順調に推移いたしました。この結果、前年同期の売上を上回りました。

この結果、海外 食料品卸売事業の売上高は645億7千6百万円（前年同期比113.4%）、営業利益は29億2千8百万円（前年同期比106.4%）と、増収増益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期における現金及び現金同等物の四半期末残高は、261億4千9百万円となりました。これは、前連結会計年度末に比べ現金及び現金同等物が7億2千9百万円増加したことによるものであります。

当第2四半期連結累計期間における活動ごとのキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは127億8千7百万円の収入となり、前連結会計年度に比べ3億8千万円収入増でありました。これは主に、法人税等の支払、たな卸資産の増加などによる支出があったものの、税金等調整前当期純利益に減価償却費等の非資金項目などを加算した営業活動による収入が上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、62億8千6百万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、65億1千9百万円の支出となりました。これは主に、自己株式の取得による支出、配当金の支払があったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、当社定款第13条の定めに基づき、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を実施する者及び実施しようとする者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）として、下記③の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつきまして、以下の通り株主の皆様のご承認をいただいております。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、17世紀以来積み上げてきた伝統と、時代を洞察する革新性を経営風土とし、会社創立以来95年余りに亘って、独自のビジネスモデルの構築及び企業価値の向上に努めてまいりました。当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の食文化の中心的役割を果たしてきたしょうゆを国内及び海外に展開することを核とするものであり、各国固有の食文化や地域特性への理解及び高い品質と安全性を確保するための各種技術・ノウハウ等を継承し、発展させることで獲得してきたものであり、これを十分に理解することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が行われ、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。当社取締役会は、そのための合理的な仕組みとして、後述する大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）が必要であると考えており、かかる大規模買付ルールについては、平成25年6月25日開催の第102回定時株主総会においてご承認をいただいております。

②基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループでは、2020年（平成32年）を目標にした将来ビジョン「グローバルビジョン2020」を策定し、しょうゆを中心としたグローバルな事業展開を進展させるとともに、食を通じて人々の健康的な生活を支援し、さらに、社会の公器としての責任を果たすことによって、地球社会にとって存在意義のある企業になることをめざしております。また、「グローバルビジョン2020」の実現に向けて、中期経営計画（平成24年度から平成26年度）を定めております。

③不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

1) 本方針導入の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が、以下において記載する大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合や、大規模買付ルールを順守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会（下記「④ 4）独立性の高い社外者の判断の重視」の通り設置される組織をいいます。）の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当て（下記「3）大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の実施（以下、「対抗措置」といいます。））を決議することができるものとします。

2) 大規模買付ルールの内容

(a) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、買付け等の内容の検討に必要なかつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を記載した書面を当社の定める書式により提出していただきます。

(b) 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会が、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めるときは、速やかにその旨を公表いたします。

特別委員会は、当該公表日を開始日とし、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を「特別委員会評価期間」（合理的に必要な範囲（但し、原則として30日間を上限とします。）で延長することができます。）として、検討、評価及び意見形成を行うものいたします。

特別委員会は、特別委員会評価期間を延長する場合には、延長するに至った理由、延長期間その他特別委員会が適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに、情報開示を行います（なお合理的に必要な範囲（但し、原則として30日間を上限とします。）において更なる期間の延長を行う場合も同様とします。）。但し、特別委員会は、買収を断念させることを目的として評価期間の延長を繰り返すなど、大規模買付ルール設定の主旨を逸脱するような運用は行わないこととします。

大規模買付行為は、特別委員会評価期間が終了し、当社取締役会が対抗措置に関する決定を行った後に開始されるべきものとします。

3) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行い、その理由も含め公表いたします。

本方針に基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合には、大規模買付者及びそのグループ（以下、「大規模買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるときには、特別委員会は、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

なお、大規模買付ルールが順守されている場合における対抗措置発動の勧告は、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと明らかに認定される時に限って行われるものであり、当該大規模買付行為が以下のいずれかに形式的に該当すると認められることのみを理由として行われることはないものとします。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (vi) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

- (vii) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、従業員、取引先、消費者、地域社会その他の利害関係者との関係又は当社ブランド価値を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
 - (viii) 大規模買付者がいわゆる反社会的勢力と認められるなど、公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ④当該取り組みが基本方針に沿うものであり、かつ株主共同の利益を損なうものではないこと、また当社役員地位の維持を目的とするものではないこと（本方針の合理性）
本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、さらに、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された買収防衛策の在り方にも沿っております。

2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間等を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

3) 会社法上の適法性を具備し、株主の合理的意思に依拠したものであること

本方針の定める対抗措置は、新株予約権無償割当てに関する事項について、株主総会の決議又は株主総会から委任された当社取締役会の決議により決定することができる旨の当社定款第13条の規定に基づいており、会社法上の適法な根拠を有しております。また、本方針は、平成25年6月25日開催の第102回定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得ております。なお、本方針の有効期間は同株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、有効期間満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されます。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、対抗措置発動等の運用に際して、特別委員会を設置しました。

特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任されるものとしております。

現在、3名の特別委員会の委員を選任しております。いずれの委員も、東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

5) 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6) 当社取締役の任期

当社は、取締役の任期を1年としております。従いまして、当社は、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本方針に関する株主の皆様の意思を確認する手続きを経ることとなっております。

7) 廃止が困難な買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、従いまして、本方針は、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策（いわゆるデッドハンド型）ではありません。また、本方針は取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策（いわゆるスローハンド型）でもありません。

なお、本方針の全文はインターネット上の当社のウェブサイト

(http://www.kikkoman.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/20130426_3.pdf)に掲載しております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、17億2千万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	210,383,202	210,383,202	㈱東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株
計	210,383,202	210,383,202	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	—	210,383,202	—	11,599	—	21,192

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	14,608	6.94
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	8,139	3.87
(株)千秋社	千葉県野田市野田339番地	6,720	3.19
(株)茂木佐	千葉県野田市野田370番地	6,140	2.92
明治安田生命保険(相) (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行(株))	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	4,959	2.36
(株)引高	千葉県野田市上花輪577番地1号	4,796	2.28
(有)くしがた	千葉県野田市野田245番地	4,171	1.98
(株)丸仁ホールディングス	東京都港区三田3丁目13番16号	3,884	1.85
(公財)野田産業科学研究所	千葉県野田市野田399番地	3,727	1.77
(公財)興風会	千葉県野田市野田250番地	3,272	1.56
計	—	60,419	28.72

- (注) 1. 上記「大株主の状況」のほか当社所有の自己株式14,475千株(6.88%)があります。
2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 三井住友信託銀行(株)から、平成26年10月6日付で、三井住友信託銀行(株)、三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)及び日興アセットマネジメント(株)を共同保有とする大量保有報告書が提出され、平成26年9月30日現在でそれぞれ以下のおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	5,129	2.44
三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)	東京都港区芝三丁目33番1号	680	0.32
日興アセットマネジメント(株)	東京都港区赤坂九丁目7番1号	5,300	2.52
計	—	11,109	5.28

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 15,653,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 191,871,000	191,871	同上
単元未満株式	普通株式 2,859,202	—	同上
発行済株式総数	210,383,202	—	—
総株主の議決権	—	191,871	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が 3,000株 (議決権の数 3個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
キッコーマン株式会社	千葉県野田市野田250番地	14,475,000	—	14,475,000	6.88
相互保有株式 理研ビタミン株式会社	東京都千代田区三崎町2丁目9番18号	958,000	—	958,000	0.46
相互保有株式 ヒゲタ醤油株式会社	東京都中央区日本橋小網町2番3号	210,000	—	210,000	0.10
相互保有株式 野田開発興業株式会社	千葉県野田市宮崎101番地8	10,000	—	10,000	0.00
計	—	15,653,000	—	15,653,000	7.44

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,564	29,074
受取手形及び売掛金	47,370	48,724
有価証券	131	437
商品及び製品	26,983	29,640
仕掛品	11,193	12,218
原材料及び貯蔵品	4,256	4,633
繰延税金資産	4,430	4,594
その他	10,713	10,164
貸倒引当金	△422	△473
流動資産合計	133,222	139,013
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	44,471	44,255
機械装置及び運搬具（純額）	33,085	33,956
土地	20,706	21,111
リース資産（純額）	180	141
建設仮勘定	2,919	3,579
その他（純額）	3,654	3,593
有形固定資産合計	105,017	106,637
無形固定資産		
のれん	18,392	17,698
その他	4,805	4,982
無形固定資産合計	23,198	22,680
投資その他の資産		
投資有価証券	75,609	79,623
長期貸付金	673	633
退職給付に係る資産	5,245	6,199
繰延税金資産	1,130	746
その他	5,745	5,694
貸倒引当金	△738	△751
投資その他の資産合計	87,666	92,146
固定資産合計	215,881	221,464
資産合計	349,103	360,478

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,193	19,196
短期借入金	12,961	20,502
リース債務	66	69
未払金	14,528	14,356
未払法人税等	3,396	1,410
賞与引当金	2,205	2,557
役員賞与引当金	90	43
その他	4,174	4,447
流動負債合計	55,618	62,583
固定負債		
社債	50,000	50,000
長期借入金	13,000	13,000
リース債務	111	102
繰延税金負債	8,075	9,531
役員退職慰労引当金	898	837
環境対策引当金	504	493
退職給付に係る負債	3,737	3,598
その他	6,751	6,657
固定負債合計	83,078	84,220
負債合計	138,696	146,804
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,599	11,599
資本剰余金	21,377	21,405
利益剰余金	178,260	182,844
自己株式	△10,121	△20,057
自己株式申込証拠金	10	—
株主資本合計	201,126	195,791
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,623	12,243
繰延ヘッジ損益	3	9
為替換算調整勘定	△285	4,908
退職給付に係る調整累計額	△1,300	△1,094
その他の包括利益累計額合計	8,040	16,066
新株予約権	36	—
少数株主持分	1,203	1,815
純資産合計	210,407	213,673
負債純資産合計	349,103	360,478

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
売上高	168,403	178,799
売上原価	99,752	107,407
売上総利益	68,651	71,391
販売費及び一般管理費	※ 55,989	※ 59,094
営業利益	12,662	12,296
営業外収益		
受取利息	63	56
受取配当金	507	461
持分法による投資利益	481	414
受取賃貸料	268	313
デリバティブ評価益	918	2,023
その他	484	855
営業外収益合計	2,724	4,124
営業外費用		
支払利息	761	575
為替差損	870	2,241
その他	2,468	1,860
営業外費用合計	4,100	4,677
経常利益	11,286	11,743
特別利益		
有形固定資産売却益	1,059	37
投資有価証券売却益	94	114
特別利益合計	1,154	152
特別損失		
固定資産除却損	507	184
ゴルフ会員権評価損	2	13
退職特別加算金	—	33
取引終了に伴う補償金	671	—
特別損失合計	1,180	231
税金等調整前四半期純利益	11,259	11,664
法人税等	4,067	3,818
少数株主損益調整前四半期純利益	7,191	7,846
少数株主利益	34	60
四半期純利益	7,156	7,785

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,191	7,846
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,709	2,240
繰延ヘッジ損益	△5	13
為替換算調整勘定	4,155	5,305
在外子会社の年金会計に係る未積立債務	△20	—
退職給付に係る調整額	—	224
持分法適用会社に対する持分相当額	858	243
その他の包括利益合計	10,696	8,026
四半期包括利益	17,888	15,873
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	17,851	15,811
少数株主に係る四半期包括利益	36	61

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	11,259	11,664
減価償却費	6,223	6,048
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△102	—
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△82	△61
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	5
受取利息及び受取配当金	△570	△518
支払利息	761	575
持分法による投資損益 (△は益)	△481	△414
有形固定資産売却損益 (△は益)	△1,066	△41
投資有価証券売却損益 (△は益)	△94	△114
有形固定資産除却損	613	268
投資有価証券評価損益 (△は益)	3	—
売上債権の増減額 (△は増加)	530	△80
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,102	△2,643
仕入債務の増減額 (△は減少)	885	109
その他	1,375	3,689
小計	17,151	18,489
利息及び配当金の受取額	826	910
利息の支払額	△1,007	△344
法人税等の支払額	△4,562	△6,268
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,407	12,787
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△10,351	△6,183
有形固定資産の売却による収入	1,261	63
無形固定資産の取得による支出	△793	△706
投資有価証券の取得による支出	△508	△634
投資有価証券の売却による収入	401	265
貸付けによる支出	△406	△157
貸付金の回収による収入	49	688
その他	△183	379
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,530	△6,286
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	980	7,508
ストックオプションの行使による収入	229	92
自己株式の取得による支出	△78	△10,036
配当金の支払額	△4,002	△4,008
少数株主への配当金の支払額	△7	△6
その他	△28	△69
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,906	△6,519
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,038	746
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	8	729
現金及び現金同等物の期首残高	27,754	25,420
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 27,763	※ 26,149

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、新たに設立した亀甲万(上海)貿易有限公司を連結の範囲に含めております。また、当第2四半期連結会計期間より、実質支配力基準に基づき、子会社となったため、関連会社(持分法適用会社)であった統萬股份有限公司を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第2四半期連結会計期間より、実質支配力基準に基づき、連結子会社となったため、統萬股份有限公司を持分法適用の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても退職給付の見込支払日までの平均期間に基づく割引率から、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映した割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が805百万円増加し、退職給付に係る負債が372百万円減少するとともに、利益剰余金が806百万円増加しております。また、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対する保証（実行額）

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
JFC NEW ZEALAND LIMITED	13百万円	4百万円
(株)イチマル水産	450	334
ヤグチ物流(株)	95	102
関東サービス(株)	0	0
JFC (S) PTE. LTD. (注) 1	189	63
昆山統万微生物科技有限公司	—	(注)2 437
計	749	942

(注) 1. JFC (S) PTE. LTD. は平成26年4月1日付で、YAMAKAWA TRADING CO. (PTE) LTD. より社名変更いたしました。

2. 内218百万円については、他社より再保証を受けております。

2. 社債の債務履行引受契約にかかる偶発債務

次の社債については、銀行との間に締結した社債の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同社債に係る譲渡債務と同契約による支払金額とを相殺消去しておりますが、社債権者に対する当社の社債償還義務は社債償還時まで存続します。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
第5回無担保普通社債	20,000百万円	20,000百万円
計	20,000	20,000

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
販売手数料	15,280百万円	15,741百万円
人件費	11,966	12,849
賞与引当金繰入額	1,715	1,743
役員賞与引当金繰入額	44	43
退職給付費用	627	570
役員退職慰労引当金繰入額	16	13

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	30,962百万円	29,074百万円
有価証券勘定	131	437
計	31,093	29,512
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△3,329	△3,362
現金及び現金同等物	27,763	26,149

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	4,002	20	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,008	20	平成26年3月31日	平成26年6月25日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年4月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。これを受け、東京証券取引所における市場買付の方法により平成26年8月29日までに普通株式4,581,000株、9,998百万円の取得を行いました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位 百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	国内 食料品製 造・販売	国内 その他	海外 食料品製 造・販売	海外 食料品 卸売	計		
売上高							
外部顧客への売上高	80,111	4,210	27,314	56,767	168,403	—	168,403
セグメント間の内部 売上高又は振替高	550	6,023	3,773	166	10,513	(10,513)	—
計	80,661	10,233	31,088	56,934	178,917	(10,513)	168,403
セグメント利益	2,564	597	6,239	2,752	12,152	509	12,662

(注) 1. セグメント利益の調整額509百万円は、主に全社費用配賦差額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位 百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	国内 食料品製 造・販売	国内 その他	海外 食料品製 造・販売	海外 食料品 卸売	計		
売上高							
外部顧客への売上高	79,894	3,932	30,542	64,430	178,799	—	178,799
セグメント間の内部 売上高又は振替高	572	6,359	4,274	145	11,351	(11,351)	—
計	80,466	10,291	34,816	64,576	190,150	(11,351)	178,799
セグメント利益	1,540	505	6,854	2,928	11,829	467	12,296

(注) 1. セグメント利益の調整額467万円は、主に全社費用配賦差額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「(会計方針の変更) (退職給付に関する会計基準等の適用)」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更しております。当該変更による当第2四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(金融商品関係)

当第2四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載しておりません。

(有価証券関係)

企業集団の事業運営において重要なものとなっているものについて、前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	35円80銭	39円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	7,156	7,785
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	7,156	7,785
普通株式の期中平均株式数(千株)	199,879	197,783
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	35円78銭	39円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	132	31

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月13日

キッコーマン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網本 重之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩野 茂行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキッコーマン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キッコーマン株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。